

「難聴時の早期発見・早期療育推進のための基本方針(案)」パブリックコメント

特定非営利活動法人手話言語獲得習得支援研究機構  
(NPOこめっこ)

①

記載箇所	標題「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針（案）」に関して
意見	「早期療育推進」を「早期支援推進」とすべき。
理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・難聴児支援は、これまで聴覚活用を中心とした療育が進められてきた経緯があり、「療育」という言葉は聴覚活用のイメージが強い。</li> <li>・今般、コミュニケーション手段の選択肢が限定されることなく、どの選択肢も保障・尊重されることを掲げていること。また、「支援」は「療育」を超える意味を有しており、難聴児及びその家族に対して、多職種が連携して支援する観点からしても、表現としては「早期支援推進」が相応しいと考える。</li> </ul>

②

記載箇所	1.総則中、「地域の特性に応じて・・・計画を作成するにあたり、・・・」に関して
意見	「特性」の定義が曖昧。「地域の特性」という定義を明確にすべき。
理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における支援策の偏りまでも「特性」として解釈される危惧がある。</li> <li>・例として、都道府県の特別支援学校（聴覚障がい）の教育方針が聴覚活用であることが地域の特性となると、生まれた時から手話に出会わないことが予想される。</li> <li>・多様な支援策が保障・尊重された上で、地域の特性が語られるべきと考える。</li> </ul>

③

記載箇所	1.総則中、（1）目的、支援の必要性のうち、以下の部分に関して 「自立した生活を送るために必要な言語・コミュニケーション手段（音声、手話、文字による筆談等を含む。以下同じ。）の獲得に・・・」の部分
意見	「自立した生活を送るために必要な言語・コミュニケーション手段(日本語と日本手話(あるいは手話言語)、日本語に関しては、音声や書記も含まれる。以下同じ)の獲得に・・・」とすべき。
理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・括弧内の（音声、手話、文字などによる筆談など・・・）について、手話と音声・文字が同列になっているが、手話が言語であることは、言語学・脳科学などの研究領域からも明らかになっている。そのため、同列に扱うことはおかしい。</li> <li>・言語としては日本語と日本手話（あるいは手話言語）であり、日本語の中に音声と文字の手段があるという表現が相応しいと考える。</li> </ul>

④

記載箇所	1.総則中、（2）難聴児支援の基本的な考え方のうち、＜保健、医療、福祉及び教育の連携＞の部分及び文中の「地域における保健、医療、福祉及び教育各分野の専門職・・・」に関して
意見	いずれにも「保健、医療、福祉、 <u>心理</u> 及び教育」と、心理を加えるべき。

理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針（案）1ページの脚注※1記載の「言語、認知機能、精神状態、人間関係」については、心理分野にも深く関わることであるため、「心理」を加えるべき。</li> <li>・また学びの意欲や関係性、自ら多様な世界について学んでいくには心理的な安心が不可欠になるため、それを支える心理士を専門職として加えるべきと考える。</li> </ul>
----	--

⑤

記載箇所	<p>2.難聴児の早期発見・早期療育推進のための方策中、(1)基本的な取組の一つ目○印のうち、以下の部分に関して</p> <p>「医療機関、市区町村及び医師会等医療関係団体への情報共有・助言等を実施すること。さらに、難聴と診断された子を持つ家族等への切れ目ない相談支援、産科医療機関等の検査実施状況の把握や精度管理等の実施等に努めること。」の部分</p>
意見	<p>○施策の充実に関する意見として</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産科医、精密検査機関の医師及び保健師に対する研修の充実、難聴児聴覚検査の手引書をはじめとする早期発見・早期支援のための環境整備が必要と考える。</li> <li>・また、産科医や精密検査機関の医師から、「難聴児支援のための中核的機能を有する」機関に直接つないでもらい、「言語・コミュニケーション手段の選択肢が限定されることなく、どの選択肢も保障・尊重される」ための偏りのない情報を家族に提供できるような仕組みが重要と考える。</li> </ul>
理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産科医から難聴に対する保護者への情報提供不足や精密検査機関の医師から提供される情報が限定的であったりするため、言語・コミュニケーション手段の選択肢が十分に保護者に伝わっていない場合がある。</li> </ul>

⑥

記載箇所	<p>2.難聴児の早期発見・早期療育推進のための方策中、(2)の②地域における支援の〈多様な関係者の参画〉のうち、以下の部分に関して</p> <p>「特にロールモデルやメンターとしての当事者・当事者支援団体を連携体制に加えるよう努めること。」の部分</p>
意見	<p>○記載内容に評価できる部分として</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ロールモデルやメンターとしての当事者・当事者支援団体を連携体制に加えることは非常に重要であり、記載されたことは意義深い。</li> </ul>
理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ロールモデルとの出会いは難聴児に「きこえない人がいるんだ」、「ありのままの自分で大丈夫」という健全なアイデンティティ形成の支援となる。</li> <li>・家族支援の一環として、保護者が安心して子どもの聴覚障がいを受け入れることができ、子どもにどのような環境が望ましいのかを相談できる支援環境にもなり得る。</li> </ul>